

神奈川県

E V 普通充電設備整備費補助金

補助事業実施の手引（共同住宅用）

（令和6年度版）

<注意事項>

- 本手引は、「共同住宅」にE V 普通充電設備を整備する場合の手引です。
- 一戸建ての住宅にE V 普通充電設備を整備する場合は補助の対象外です。
(共同住宅に整備する場合が対象です。)
- 補助事業の実施に当たっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）及び土地の規制に関する法令並びに土地及び建物の使用権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を補助事業者の責任において適切に行ってください。充電設備の整備後に住民の合意や土地等の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。
- 県の交付決定より前に、E V 普通充電設備の設置工事に着工した場合は、補助金交付の対象となりません。
- 審査には1.5か月以上かかることがあります。申請書は、補助事業の着手予定日の1.5か月以上前に提出してください。
- 補助事業は令和7年3月26日（水）までに完了し、完了日の翌日から起算して2か月以内又は令和7年3月26日（水）のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください（郵送必着）。

— 目次 —

はじめに	3
令和5年度からの主な変更点	4
1 補助の概要	5
2 補助事業の実施の流れ	5
2-1 交付申請の受付期間	6
2-2 交付申請書類の提出	6
2-3 補助事業の実施	6
2-4 補助事業の完了と実績報告書類の提出	6
3 補助の内容	7
3-1 補助事業の要件	7
3-2 補助事業者の要件	8
3-3 補助対象設備の要件	8
3-4 補助対象経費の要件	9
3-5 補助額	10
3-6 申請可能な基数の上限	10
4 交付申請	11
4-1 受付期間	11
4-2 補助事業の着手	11
4-3 交付申請の方法	12
4-4 提出書類	12
4-5 申請に当たっての留意事項	18
5 交付・不交付の決定	19
6 補助事業の実施	19
6-1 実施状況の確認	20
6-2 事業計画の変更	21
6-3 補助事業の中止・廃止	21
7 補助事業の完了	22

— 目次（続き） —

8	実績報告	22
8-1	実績報告書類の提出期限	22
8-2	実績報告の方法	23
8-3	提出書類	23
8-4	実績報告に当たっての留意事項	29
9	補助金の交付	29
9-1	補助対象設備の管理	30
9-2	補助対象設備の処分	30
10	問合せ先・書類の提出先	31
10-1	問合せ先	31
10-2	書類の提出先	31

はじめに

この手引で使用される用語の定義は次のとおりです。

用語	定義
共同住宅	建物基準法における「共同住宅」及び「長屋」で、一棟の建物の中に二つ以上の住居がある構造の住宅をいいます（事業所又は倉庫等との併用住宅も含まれます。）。
管理組合	次のいずれかに該当するものをいいます。
法人格を有しない管理組合	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条の区分所有者の団体又は第65条の団地建物所有者の団体であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいいます。
管理組合法人	区分所有法第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいいます。
E V 普通充電設備	E V に充電するための一基当たりの定格出力が10キロワット未満の設備であって、次のいずれかに該当するものをいいます。ただし、V 2 H 充給電設備等（E V に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもち、E V と建物の中で電力の充給電を行う設備をいう。）を除きます。
普通充電設備	漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有し、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいいます。
充電用コンセント	E V に付属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応のE V 専用のプラグの差込口をいいます。
充電用コンセントスタンド	充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいいます。
経済産業省補助金	経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターがE V 充電インフラ整備に関して交付する補助金のことをいいます。 <参考>経済産業省補助金（充電インフラ）の案内ページ https://www.cev-pc.or.jp/#no02
要綱	「神奈川県運輸部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金実施要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県E V 普通充電設備整備費補助事業実施の手引（共

	同住宅用)」(この手引)のことをいいます。
補助事業	県内の共同住宅にEV普通充電設備を整備する事業のことをいいます。

令和5年度からの主な変更点

- ・補助上限基数を、1つの共同住宅の駐車場につき原則50基に増やしました。
- ・交付決定額の算定方法を見直し、国の補助金等を受ける場合、その交付決定額を県の交付決定時に加味することとしました(詳しくは「3-5 補助額」を確認してください)。
- ・法人格を有しない管理組合が補助事業者となり交付申請することを可としました。
- ・交付決定後に補助事業の内容を変更しようとするときで、変更承認申請が必要となる場合の要件を変更しました(詳しくは「6-2 事業計画の変更」を確認してください)。

1 補助の概要

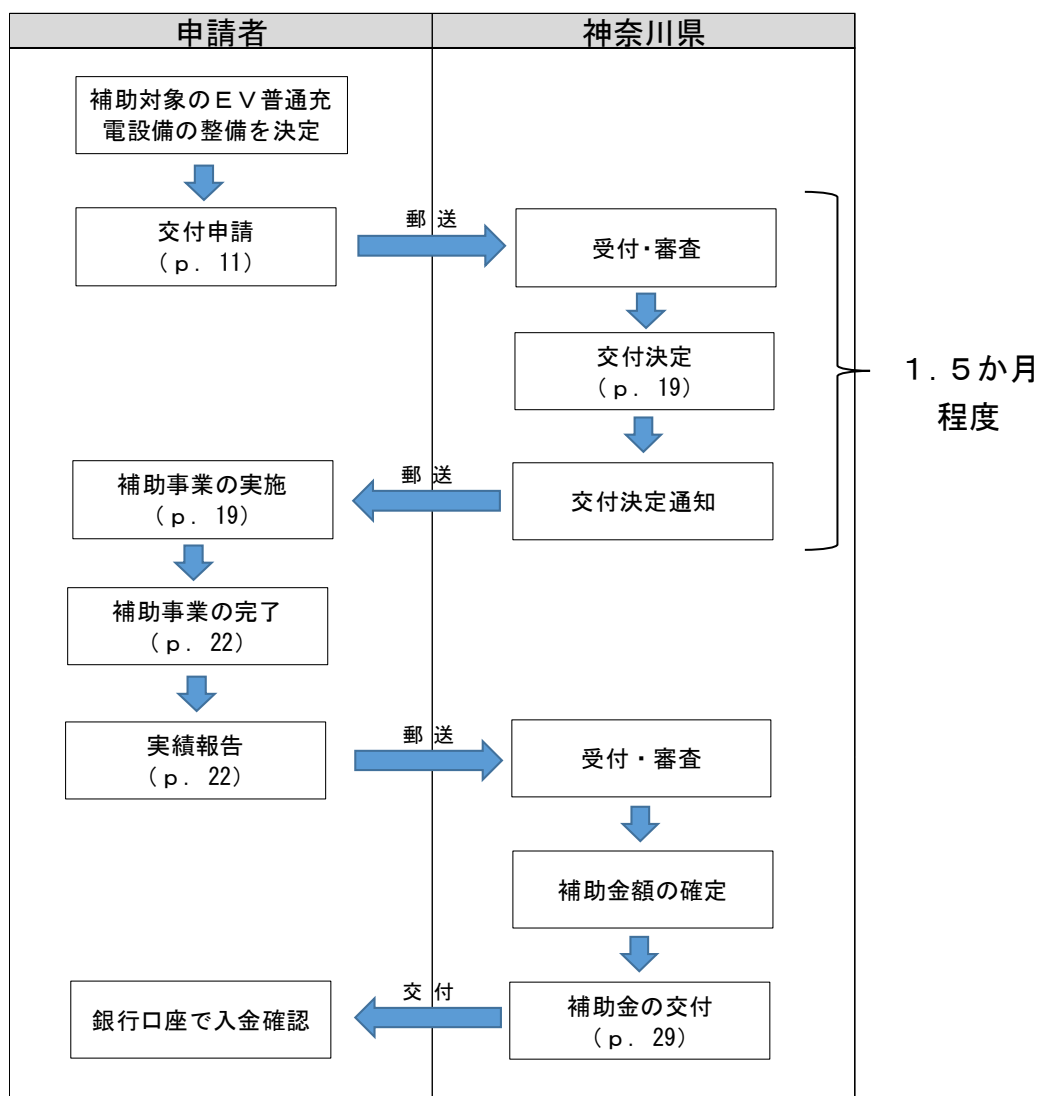
県内の共同住宅（※）にEV普通充電設備を整備する場合に、経費の一部を補助します。

※ 一戸建ての住宅に整備する場合は、補助の対象外です。

○ 予算

6,000 万円

2 補助事業の実施の流れ



2-1 交付申請の受付期間

受付期間
令和6年4月26日（金）から令和6年12月27日（金）（必着）まで

2-2 交付申請書類の提出

交付申請書（別表3第1号様式）及び添付書類を郵送で提出してください。

- ・詳しくは「4 交付申請」を確認してください。
- ・交付申請書類の提出に当たっては、この手引と要綱、要領をよく確認してください。

2-3 補助事業の実施

補助事業は、県の交付決定通知を受領した後に実施してください。

- ・詳しくは「6 補助事業の実施」を確認してください。

2-4 補助事業の完了と実績報告書類の提出

補助事業が完了したら、報告期限内に実績報告書類を郵送で提出してください。

- ・補助事業の完了については「7 補助事業の完了」を確認してください。
- ・実績報告書類の提出期限等については「8 実績報告」を確認してください。
- ・実績報告書類の不備は提出期限内に全て解消しなければなりません。
- ・実績報告書の内容を審査し、補助金の額を確定したうえで、補助金を交付します。

3 補助の内容

3-1 補助事業の要件

- (1) 県内の共同住宅にEV普通充電設備を整備する事業が対象です。
- (2) 借地又は共有している土地にEV普通充電設備を整備する場合は、所有者全員の許諾を得たうえで事業を実施してください。

注意事項
充電設備の整備後に土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

- (3) 住民の合意について、次のいずれかを得たうえで事業を実施してください。

ア 分譲マンション等の場合は、**住民総会又は理事会の合意**

イ 賃貸マンション等の場合は、共同住宅の所有権を有する者全員の同意

※ EV普通充電設備の設置に関する許諾書、又はこれに代わるものの提出が必要です。

注意事項
充電設備の整備後に住民の合意がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

- (4) EV普通充電設備は、共同住宅専用の駐車場又は居住者の用に供する駐車場に設置してください。

3-2 補助事業者の要件

EV普通充電設備の所有者となる法人格を有しない管理組合、法人（管理組合法人を含む。）、個人事業者又は個人です。ただし公共法人（※）は除きます。

※ 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人をいいます。

- ・複数人でEV普通充電設備を所有する場合は、所有者全員が補助事業者となる（※）ものとし、補助事業者のうちいずれか一者が補助金の申請及び報告（補助事業の変更及び中止・廃止の承認申請を含む。）を行い、補助金の交付を受けるものとします。

（例）EV普通充電設備の補助対象経費を負担する者が複数いる場合

※ 管理組合が住民総会又は理事会でEV普通充電設備を設置することに合意を得たうえで補助事業者となる場合はこの限りではありません。

- ・個人が一戸建ての住宅に整備する場合は補助の対象外です。賃貸マンション等に入居している個人が、当該共同住宅の所有者（オーナー等）の許諾を得たうえで補助事業を行う場合は補助事業者となることができます。

3-3 補助対象設備の要件

- ・補助対象設備は、次の要件を全て満たす必要があります。

ア 経済産業省補助金の交付対象（※）となるEV普通充電設備であること。 ただし、V2H充給電設備等は除きます。
イ 未使用品であること（中古品又は新古品ではないこと。）。
ウ リースにより整備する場合は、そのリース契約期間が財産処分制限期間（5年）以上であること。
エ 譲渡又は販売を目的として建設する共同住宅（新築の分譲マンションなど）に設置するEV普通充電設備ではないこと。

※ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_meigara.pdf

（一覧は更新される場合があります。最新の情報は経済産業省補助金のホームページを確認してください。）

3-4 補助対象経費の要件

EV普通充電設備の設備費と設置工事費に係る経費です。

- ・ 値引きがある場合は、値引き後の金額です。
- ・ 消費税及び地方消費税は含みません。
- ・ 次のいずれかの関係にある会社から調達（工事等を含む。）する場合は、利益等を除いた金額とします。他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。
 - (1) 補助事業者自身
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 補助事業者の関係会社（上記以外）
- ・ 設置工事費に計上できる設置工事は、次のとおりです。

基礎・据付工事、搬入・運搬工事、電気配線工事、通信線工事、配管工事、ブレーカー工事、開閉器盤設置工事、掘削・埋設工事、建柱工事、デマンド工事、課金デバイス工事、ハンドホール設置工事、高圧受変電設備設置工事、特別措置に基づく受電工事（電力会社が申請者等に請求する工事負担金）、案内板設置工事、ライン引き工事、路面表示工事、屋根設置工事、小屋設置工事、防護用部材設置工事、電灯設置工事

- ・ その他、設置工事費と認められる費用は、次のとおりです。

雑材・消耗品費、養生費、図面作成費、レイアウト検討費、特別措置における電力会社立会・協議費、安全誘導員費、停電回避費、充電スペース造成費、現場監督等の労務費、その他設置に係る費用で知事が必要と認めるもの

- ・ 次の費用は補助対象経費から除きます。

アスファルト等の舗装がされていない駐車スペースへのアスファルト舗装工事、既設のEV充電設備の撤去工事や移設・処分、その他既存物の撤去工事や移動・処分、EV普通充電設備の稼働試験、監視カメラ等の防犯システム及び消火器等の防災設備の整備工事、客先協議費、申請手続代行費、その他知事が対象外と認めるもの

3-5 補助額

1 基当たりにつき次のうちいずれか低い額です（千円未満は切り捨て）。

(1) 補助対象経費の額
(2) 設備の区分別の補助上限額 ア 普通充電設備・充電用コンセントスタンド 15万円 イ 充電用コンセント 10万円
(3) 補助対象経費から国の補助金等の金額（※）を控除した額

※ 名称のいかんを問わず補助金相当と認められるものとします。原則として交付決定額とします。

- ・国の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、(3)は国の補助金等の交付決定見込額で計算してください。
- ・設置工事費の金額にかかわらず、(2)の補助上限額が適用されることが明らかな場合は、設備費のみを補助対象経費として申請することも可とします。
事業計画書（別表3第1号様式別紙1）「3 補助事業に係る経費の内訳」の申請区分欄で「設備費のみ」を選択し、補助対象経費は設備費のみ記載してください。

注意事項

県の交付決定後に補助額を増額することはできません。
補助事業者の責任で十分申請内容を精査して申請してください。

- ・市町村の補助金を受ける場合で、EV普通充電設備の補助対象経費に対する国の補助金額、県の補助金額、市町村の補助金額を合計した金額がEV普通充電設備の補助対象経費の額を上回るときは、事前に補助金を受ける市町村に相談してください。

3-6 申請可能な基数の上限

1つの共同住宅の駐車場につき、原則50基までとします。

4 交付申請

4-1 受付期間

令和6年4月26日（金）から令和6年12月27日（金）（必着）まで

- ・ 補助事業の着手の予定日の1.5か月以上前に交付申請書を提出してください（着手に当たる行為については「4-2 補助事業の着手」を確認してください。）。
- ・ 審査に1.5か月以上かかることがあります。書類に不備等がある場合はさらに時間がかかります。余裕をもって交付申請してください。
- ・ 経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合は、国の交付決定通知書（写し）を交付申請時に提出してください（国の補助金等の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、実績報告時に提出してください。）。
- ・ 受付期間中であっても、予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。
- ・ 予算額の終了時点で複数の交付申請があったときは、抽選（くじ引き方式）で交付対象とする申請を選定する場合があります（審査は別途行います。）。
- ・ 受付状況及び抽選の詳細は、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）上でお知らせします。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

4-2 補助事業の着手

次の行為をいいます。

補助事業の着手に当たる行為

EV普通充電設備に係る設置工事の着工

- ・ 設置工事の具体例は、「3-4 補助対象経費の要件」を確認してください（補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）が、着工に当たる行為です。）。
- ・ 設置工事費を補助対象経費として申請していない場合でも、補助対象となる設置工事（搬入・運搬工事を除く。）のいずれかの着工が補助事業の着手に当たります。

4-3 交付申請の方法

郵送で提出してください（持込みでの提出は受け付けません。）。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

4-4 提出書類

提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類	申請者			
		法人格を有しない管理組合	管理組合法人	法人	個人
1	E V 普通充電設備整備費補助金交付申請書 (別表3第1号様式)	○	○	○	○
2	E V 普通充電設備整備費補助金事業計画書 (別表3第1号様式別紙1)	○	○	○	○
3	見積書の写し	○	○	○	○
4	E V 普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△	△	△	△
5	E V 普通充電設備等の仕様が確認できるもの	○	○	○	○
6	申請者等の確認書類	○	○	○	○
7	役員等氏名一覧表(別表3第1号様式別紙2)	—	○	○	—
8	補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状 (別表3第1号様式別紙3)	△	△	△	△
9	土地の使用権原の確認書類 (土地の登記事項証明書又は土地の使用及びE V 普通充電設備の設置に関する許諾書)	—	—	○	○
10	工事着工前の要部写真	○	○	○	○
11	設置場所見取図	○	○	○	○
12	利益等の排除に関する書類	△	△	△	△
13	国の補助金等の交付決定通知書の写し	△	△	△	△
14	現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類(議事録等)	○	—	—	—
15	共同住宅の所有権を有する者の許諾書	—	—	○	○
16	その他知事が必要と認める書類	△	△	△	△

- ・○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの

- ・様式は、神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金のホームページ(※)からダウンロードしてください。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

(1) 神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金交付申請書(別表3第1号様式)

記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

- ・「4 申請者の連絡先」欄は、管理組合の場合はその代表者(理事長や理事会の担当者)と日中連絡が取れる連絡先を記載してください。管理会社や管理人室等の連絡先など、管理組合の代表者と直接連絡が取れない連絡先を記載することは審査に時間を要する原因となりますのでご注意ください。

(2) 神奈川県EV普通充電設備整備費補助金事業計画書（別表3第1号様式別紙1）
記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

- ・分譲マンション等にEV普通充電設備を整備する場合は、財産処分制限期間（5年）以上設置することについて、住民総会又は理事会の合意を得たうえで事業を実施してください。

注意事項
充電設備の整備後に住民の合意がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

(3) 見積書の写し

- ・見積書からEV普通充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(4)を提出してください。
- ・内訳が「EV普通充電設備一式」、「材工一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費や労務費などを記載した(4)を提出してください。
- ・EV普通充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者依頼する場合は、それぞれの見積書の写しを提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備本体の調達に係る見積書のみで可とします。）。
- ・見積書にEV普通充電設備以外の工事等が記載されている場合は、当該見積書の全てのページを提出してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(4) EV普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

EV普通充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できる書類を提出してください（(3)で内訳が確認できる場合は提出不要）。

- ・「EV普通充電設備一式」、「材工一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費は品目名、型式、数量、数量単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。労務費は人工数、人工単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。
- ・設備費のみを申請する場合は、設備費に係る内訳のみで可とします。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要事項を記載してください。

(5) EV普通充電設備等の仕様が確認できるもの

申請内容に応じて次の書類を提出してください。

申請内容	提出書類
EV普通充電設備（必須）	経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表（※）の該当設備が記載されたページ
デマンドコントローラー及び課金デバイス（設置工事費に含める場合）	当該機器のメーカー名、型式、価格、仕様が分かるカタログや仕様書等

※ 経済産業省補助金の補助対象充電設備型式一覧表

https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_jougen_meigara.pdf

（一覧は更新される場合があります。最新の情報は経済産業省補助金のホームページを確認してください。）

(6) 申請者等の確認書類

申請者等の区分に応じて次のいずれかの書類を提出してください。

申請者の区分	提出書類
(1) 法人格を有しない管理組合、個人事業者又は個人	管理組合の代表者又は補助事業者本人について、次のいずれかの書類を提出 ア 運転免許証（※1）の写し イ 写真付き住民基本台帳カード（※1）の写し ウ マイナンバーカード（おもて面）の写し（※2） エ 住民票の写し（※3）
(2) 法人（管理組合法人を含む。）	現在事項若しくは履歴事項証明書（※3）又はこれに代わるもの

※1 住所変更等の記載がある場合は両面

※2 個人番号（いわゆる「マイナンバー」）が記載された書類は絶対に提出しないでください。

（例）マイナンバーカードのうら面の写し
個人番号が記載された住民票の写し

※3 発行日から3か月以内の原本又は写し

(7) 役員等氏名一覧表（別表3第1号様式別紙2）

申請者が法人（管理組合法人を含む。）の場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(8) 補助事業者を代表する者への申請手続に係る委任状（別表3第1号様式別紙3）

補助事業者が複数いる場合は、記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

※ 管理組合が住民総会又は理事会でEV普通充電設備を設置することに合意を得たうえで補助事業者となる場合は不要です。

※ 委任者全員について、(6)と同様の確認書類を併せて提出してください。

(9) 土地の使用権原の確認書類

土地の区分によって次の書類を提出してください。

土地の区分	提出書類
ア 補助事業者のみが所有者である土地	土地の登記事項証明書（※1）
イ 補助事業者と第三者の共有地	土地の使用及びEV普通充電設備の設置に関する許諾書、又はこれに代わるもの（※2）
ウ 借地 （補助事業者が所有権を有さない土地）	土地の使用及びEV普通充電設備の設置に関する許諾書、又はこれに代わるもの（※2）

※1 発行日から3か月以内の原本又は写しを提出してください。

※2 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

・アの場合で、住民総会又は理事会でEV普通充電設備を設置することに合意が得られているときは不要です。

・EV普通充電設備を財産処分制限期間（5年）以上設置することの許諾を土地所有者から得たうえで申請してください。

注意事項

充電設備の整備後に土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

(10) 工事着工前の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

- ア EV普通充電設備を設置予定の充電スペース全景写真
EV普通充電設備の本体、別体の課金デバイス及び電源部等の設置予定場所が別にある場合は、当該箇所の写真も合わせて提出してください。
- イ 充電スペースを造成する場合は、充電スペースの造成予定場所の写真

- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
 - ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真の余白などに撮影項目の名称（充電スペース全景、EV普通充電設備の設置予定場所など）及び説明を付してください。
 - ・複数基設置する場合は、識別番号（①、②…など）を付してください。
- ※（11）の設置場所見取図や、実績報告時に提出する完成後の要部写真及び完成見取図にも同じ番号を記載してください。

(11) 設置場所見取図

次の項目が記載されたA3サイズの図面を提出してください。

- ア 作成日
- イ 設置先施設の名称
- ウ 図面の作成者（所属組織名及び氏名）
- エ 縮尺（市販の地図等で縮尺が不明の場合は「－」と記載）
- オ 充電スペース
- カ EV普通充電設備本体の設置予定場所
- キ 別体の課金デバイスや電源部を設置する場合は、その設置予定場所
- ク 引込柱、分電盤等を新たに設置する場合は、その設置予定場所

- ・一部又は全部を手書きした図面や、市販の地図等に必要事項を記載して作成した図も可とします。
 - ・複数基設置する場合は、(10)と同じ識別番号をカに記載してください。
 - ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものに、キ及びクの記載がない場合は追記のうえ提出してください。
 - ・経済産業省補助金の記載例（※）を参照して作成してください。
- ※ https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R6/R6_juden_tenpu_koufu_mitori.pdf

(12) 利益等の排除に関する書類

次のいずれかの関係にある会社から調達（工事等を含む。）する場合は、補助対象経費（詳しくは「3-4 補助対象経費の要件」を確認してください。）が利益等を排除した金額であると分かる書類を提出してください。

- (1) 補助事業者自身
 - (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
 - (3) 補助事業者の関係会社（上記以外）
- ・他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含みます。
 - ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(13) 国の補助金等の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合は、交付決定通知書の写しを提出してください。

- ・国の交付決定を受ける前に県へ交付申請する場合は、(2)事業計画書の「3 補助事業に係る経費の内訳」に記載した国の交付決定見込額について確認できる書類を提出してください。

(14) 現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類

補助事業者が法人格を有しない管理組合の場合は、住民総会の議事録の写しなど、住民の合意により現在の管理組合の代表者が選定されたことを証する書類を提出してください。

(15) 共同住宅の所有権を有する者の許諾書

所有権（区分所有権を含む。）を持つ者が複数いる共同住宅にEV普通充電設備を整備する場合は提出してください。ただし、住民総会又は理事会でEV普通充電設備を設置することに合意が得られているときは不要です。

(16) その他知事が必要と認める書類

審査に必要な場合は追加の書類提出を求められることがあります。

- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてE V普通充電設備を整備する場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請するときは、電力会社に提出し受領された当該契約の「申込書」及び電力会社が発行した「請求書」の写しを提出してください。「申込書」や「請求書」の写しを申請時に提出できない場合は、電力会社との協議結果に基づく見込額等が分かる書類でも可とします。
- ・県から指示があった場合は、補助事業に係る住民の合意が確認できる書類（住民総会又は理事会の議事録の写しなど）を提出してください。
- ・共同住宅の「時間貸し駐車場」に整備する場合は、時間貸し駐車場であることを証する表示（料金看板）の写真を提出してください。

4-5 申請に当たっての留意事項

- ・提出書類には、インデックスを付けてください。

インデックスの名称や付け方は、神奈川県E V普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）に掲載のチェックリストで確認してください。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

- ・手書きで記載する場合は、黒色又は青色のボールペンで記載してください（鉛筆や消すことができるインクのペンで記載したものは受け付けません。）。
- ・提出された書類の返却はしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・提出された交付申請書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

5 交付・不交付の決定

提出のあった交付申請書類を審査し、補助金の交付の可否について決定した上で、申請者に書面で通知します。

- ・交付決定通知書（別表3第2号様式）は事業終了後も必要となります。
大切に保管してください。

6 補助事業の実施

補助事業は、交付決定通知を受領した後に、通知に記載された内容に従って実施してください。

注意事項

交付決定通知の受領前に補助事業の着手に当たる行為（詳しくは「4-2 補助事業の着手」を確認してください。）を行った場合は、補助金を交付できません。

- ・建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）及び土地の規制に関する法令並びに土地及び建物の使用権原など、法令の順守及び関係者との権利関係の処理を補助事業者の責任において適切に行ってください。

注意事項

充電設備の整備後に住民の合意や土地の使用権原がなく充電設備を撤去する場合には、補助事業者に対して補助金の返還を求める場合があります。

- ・次に該当する場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- イ 補助金を他の用途に使用したとき。
- ウ 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- エ 補助事業の実施に関して、不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。

- ・次の場合には、速やかに県に報告し、その指示を受けてください。

ア 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了する見込みのない場合
イ 補助事業が交付申請書に記載した事業完了予定日までに完了しない場合
ウ 補助事業の遂行が困難となった場合

- ・補助事業者に関して次のいずれかの変更があった場合は、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければなりません。

申請者区分	変更事項
個人、個人事業者	住所又は氏名
法人格を有しない 管理組合	・所在地又は名称 ・管理組合の代表者（※1）
法人 (管理組合法人を 含む。)	・所在地又は名称 ・登記事項証明書の「役員に関する事項」欄に記載の役員 (抹消事項に該当する者を除く。)（※2）

※1 届出に、変更後の管理組合の代表者の確認書類及び当該代表者が選定されたことを証する書類を添付してください。

※2 届出に、変更後の現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内の原本又は写し）又はこれに代わるもの及び役員等氏名一覧表（別表3第1号様式別紙2）を添付して提出してください。

6-1 実施状況の確認

県の交付決定後に、状況確認のため現地調査等を行う場合があります。

6-2 事業計画の変更

県が交付決定をした後に、補助事業の内容を変更しようとする場合で、交付決定額（交付決定通知書に記載）にその20%を超える影響を及ぼす（減額となる）ときは、速やかに次の書類を提出してください。

計画の変更時に提出が必要な書類
神奈川県EV普通充電設備整備費補助金変更承認申請書（別表3第4号様式）
変更内容が確認できる書類

（例）交付決定額が50万円の場合

変更後の事業計画に基づき交付申請額を再計算すると40万円未満になる場合は、変更承認申請が必要です（計算方法は「3-5 補助額」を確認してください。）。

- ・見積書に基づき基に県の交付申請額を算出した場合で、実際の契約額において見積額から値引きがあったときに、県が交付決定額に影響を及ぼす（減額となる）ケースがあります。
- ・**交付決定額の20%を超える減額が生じない場合は、提出不要です。**
（実績報告時に、神奈川県EV普通充電設備整備費補助金仕様変更報告書（別表3第10号様式別紙3）を提出してください。）
- ・経済産業省補助金を受ける場合であって、当該補助金の取下げに該当する次の計画変更の必要性が生じた場合は、速やかに県に連絡してください。

経済産業省補助金の取下げに該当する計画変更
申請者、リース契約の有無、EV普通充電設備の設置場所住所、EV普通充電設備の販売会社又は工事施工会社、EV普通充電設備の基数・出力

6-3 補助事業の中止・廃止

県が交付決定をした後に、補助事業を中止・廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

補助事業を中止・廃止しようとする場合に提出が必要な書類
神奈川県EV普通充電設備整備費補助金中止・廃止承認申請書（別表3第7号様式）

7 補助事業の完了

次の2つが全て完了することをいいます。

- ア EV普通充電設備の引渡し、設置工事の完了又はEV普通充電設備を整備した建物の引渡し
- イ 代金支払の完了

- ・補助事業は令和7年3月26日（水）までに完了しなければなりません。

8 実績報告

8-1 実績報告書類の提出期限

次のいずれか早い日まで（郵送必着）です。

- ア 補助事業が完了した日の翌日から起算して2か月以内
- イ 令和7年3月26日（水）（補助事業完了の期限と同日です。御注意ください。）

- ・実績報告書類は提出期限までに不備のない状態で提出してください。
- ・提出期限が、県の休日に当たる場合は、その休日の前日までに提出してください。
（例）補助事業が令和6年11月2日（土）に完了した場合、
2か月後の令和7年1月2日（木）は県の休日に当たるため、
提出期限は、休日に入る前の令和6年12月27日（金）となります。
- ・補助事業が完了した時期ごとの、実績報告書類の提出期限は次のとおりです。

補助事業が完了した時期	提出期限
令和7年1月26日（日）まで	完了した日から2か月以内
令和7年1月27日（月）から3月26日（水）まで	令和7年3月26日（水）

- ・県から不備書類等の連絡をする場合があります。連絡を受けた場合は速やかに対応してください。審査には時間を要する場合があります。期限に余裕をもって提出してください。

8-2 実績報告の方法

郵送で提出してください。

- ・書類の提出先は、「10-2 書類の提出先」を確認してください。

8-3 提出書類

提出する書類は次のとおりです。

No.	提出書類	
1	E V 普通充電設備整備費補助金実績報告書（別表3第10号様式）	○
2	E V 普通充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表3第10号様式別紙1）	○
3	振込先口座情報の確認書類	○
4	発注書の写し	○
5	請求書の写し	○
6	E V 普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類	△
7	領収書の写し、金融機関発行の振込証等	○
8	設置完了証明書（別表3第10号様式別紙2）	○
9	完成後の要部写真	○
10	完成後の設置場所見取図	○
11	保証書	○
12	国の補助金等の交付決定通知書の写し（交付申請時に未提出の場合）	△
13	建物の引渡しの日を証する書類	△
14	E V 普通充電設備整備費補助金仕様変更報告書（別表3第10号様式別紙3）	△
15	その他知事が必要と認める書類	△

- ・○：提出が必要なもの、△：必要に応じて提出するもの
- ・申請書の様式は、神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）からダウンロードしてください。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

- (1) 神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金実績報告書（別表3第10号様式）
記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。
- (2) 神奈川県E V 普通充電設備整備費補助金事業結果報告書（別表3第10号様式別紙1）
記載例を参考に、所定の様式に必要事項を記載してください。

(3) 振込先口座情報の確認書類

通帳の写しなど、次の事項が確認できる書類を提出してください。

- | | |
|---|--------------------|
| ア | 補助金振込先の口座名義人（フリガナ） |
| イ | 金融機関名及び店名 |
| ウ | 預金の種類 |
| エ | 口座番号 |

- ・ 申請者名義の口座に限ります。
- ・ ネットバンク等で通帳がない場合は、上記の事項を確認できる照会画面の写し、キャッシュカード等の写しも可とします。

(4) 発注書の写し

E V 普通充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者へ依頼した場合は、それぞれの発注書を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備本体の調達に係る発注書のみで可とします。）。

- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・ 発注書にE V 普通充電設備以外の工事等が記載されている場合は、当該発注書の全てのページ（変更契約に関するページを含む。）を提出してください。

(5) 請求書の写し

- ・ 請求書からE V 普通充電設備の設備費と設置工事費の内訳が確認できない場合は(6)を提出してください。
- ・ 内訳が「E V 普通充電設備一式」、「材工一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費や労務費などを記載した(6)を提出してください。
- ・ E V 普通充電設備の本体の調達と設置工事を別の事業者へ依頼する場合は、それぞれの請求書を提出してください（設備費のみを申請する場合は、設備本体の調達に係る請求書のみで可とします。）。
- ・ 経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(6) EV普通充電設備の整備に係る経費の額の内訳を証する書類

EV普通充電設備の設備費と設置工事費に係る経費の額の内訳が確認できるものを提出してください（(5)で内訳が確認できる場合は提出不要）。

- ・「EV普通充電設備一式」、「材工一式」などの簡易表記では審査ができません。材料費は品目名、型式、数量、数量単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。労務費は人工数、人工単価（税抜）及び金額等が確認できるものを提出してください。
- ・設備費のみを申請する場合は、設備費に係る内訳のみで可とします。
- ・適当な書類がない場合は、任意の様式に必要な事項を記載してください。

(7) 領収書の写し、金融機関発行の振込証等

補助事業に係る全額の支出を証する書類（※）の写しを提出してください。

※ 発注書の金額と整合性が取れていることが確認できること。

- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。
- ・印紙税法（昭和42年法律第23号）の適用を受ける領収書は印紙が貼られたものの写しを提出してください。
- ・インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出してください。WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等を印刷したものを提出してください。

(8) 設置完了証明書（別表3第10号様式別紙2）

記載例を参考に、所定の様式に必要な事項を記載してください。

(9) 完成後の要部写真

次の写真を全てカラーで提出してください。

- ア EV普通充電設備の充電スペース全景写真
- イ EV普通充電設備の本体（別体の課金デバイス及び電源部等がある場合は、当該機器の本体）の写真
- ウ EV普通充電設備の銘板（別体の課金デバイスや電源部がある場合は、当該機器の銘板）の写真
- エ その他、申請した工事項目に該当する要部写真（高圧受変電設備、分電盤、引込開閉器盤、手元開閉器盤、配線・配管、引込柱・建柱、ハンドホール、デマンドコントロール機器、課金デバイス機器、ライン引き、路面表示、屋根、小屋、防護用部材、電灯、造成した充電スペースなど）

- ・何について撮影した写真であるか判別できるよう、写真の余白などに撮影項目の名称（充電スペース全景、EV普通充電設備の本体、課金デバイスの銘板、高圧受変電設備、手元開閉器盤、配線・配管など）及び簡単な説明を付してください。
- ・複数基設置する場合は、交付申請時に「(10)工事着工前の要部写真」等に付した識別番号（①、②…など）を記載してください。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(10) 完成後の設置場所見取図

次の項目が記載された **A3サイズ** の図面を提出してください。

ア	作成日
イ	設置先施設の名称
ウ	図面の作成者（所属組織名及び氏名）
エ	縮尺（市販の地図等で縮尺が不明の場合は「ー」と記載）
オ	充電スペース
カ	EV普通充電設備本体の設置場所
キ	別体の課金デバイスや電源部を設置する場合は、その設置場所
ク	引込柱、分電盤等を新たに設置する場合は、その設置場所

- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものに、キ及びクの記載がない場合は追記のうえ提出してください。
- ・一部又は全部を手書きした図面や、市販の地図等に必要事項を記載して作成した図も可とします。
- ・複数基設置する場合は、交付申請時に「(10) 工事着工前の要部写真」等に付した識別番号（①、②…など）を記載してください。
- ・経済産業省補助金の記載例（※）を参照して作成してください。

※ https://www.cev-pc.or.jp/hojo/juden_pdf/R5ho/r05ho_juden_tenpu_jisseki_mitori.pdf

(11) EV普通充電設備のメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書

メーカー名、型式、製造番号（シリアル番号）、保証開始日、発行先（申請者名）が確認できるものを提出してください。

- ・別体の課金デバイスがある場合で、EV普通充電設備の本体と別々に保証される場合は、当該課金デバイスの保証書も提出してください。
- ・メーカーが認めた第三者の発行する保証書を提出する場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限ります。
- ・経済産業省補助金を申請する場合は、同じものを提出してください。

(12) 国の補助金等の交付決定通知書の写し

経済産業省補助金などの国の補助金等を受ける場合で、交付申請時に提出していない場合は提出してください。

※ 県の補助金の確定額は、原則、国の補助金等の交付決定額により算定します。

(13) 建物の引渡しの日を証する書類

新築の共同住宅（賃貸マンション等）にE V普通充電設備を設置する場合は提出してください。

(14) 神奈川県E V普通充電設備整備費補助金仕様変更報告書（別表3第10号様式別紙3）

交付決定額にその20%を超える影響を及ぼすことがない補助対象設備の仕様等を変更した場合は、変更した内容が分かる書類と併せて提出してください。

(15) その他知事が必要と認める書類

審査に必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。

- ・「同一敷地内複数契約を可能とする特別措置」にてE V普通充電設備を整備した場合で、補助対象経費として「特別措置に基づく受電工事費」や「電力会社立会・協議費」を申請したときは、電力会社が発行した領収書又は支払ったことを証する振込証明書（※）を提出してください。

※ 支払ったことを証する振込証明書については、インターネット等による振込の場合は金融機関発行の支払完了を証する書類を提出し、WEB取引の場合は送金が完了したことを示す照会画面等を印刷したものを提出してください。

8-4 実績報告に当たっての留意事項

- ・ 提出書類には、インデックスを付けてください。

インデックスの名称や付け方は、神奈川県E V普通充電設備整備費補助金のホームページ（※）に掲載のチェックリストで確認してください。

※ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f4259/normal-charge.html>

- ・ 手書きで記載する場合は、黒色又は青色のボールペンで記載してください（鉛筆や消すことができるインクのペンで記載したものは受け付けません。）。
- ・ 提出された書類の返却はしません。実績報告書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 提出された実績報告書類の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲で訂正する場合があります。

9 補助金の交付

実績報告書類の内容を審査し、補助金の額を確定した後、指定の口座に補助金を振り込みます。

- ・ 国の補助金等を受ける場合で、国の補助金額と県の補助金額を合計した金額が、E V普通充電設備の補助対象経費を上回るときは、E V普通充電設備の補助対象経費から国の補助金等の交付決定額を控除した額が県の交付額の上限となります。
- ・ 交付決定額と金額が異なる場合は、その旨の通知をします。
- ・ 交付決定額から金額に変更がない場合は、通知はしません。銀行口座で入金を確認してください。

9-1 補助対象設備の管理

補助金の交付を受けた方は、次の点に留意してください。

処分制限期間（5年）について
<p>補助事業により設置した設備を、財産処分制限期間（5年）内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄（以下「処分」といいます。）する場合又は補助事業をリースにより実施する場合で、リース事業者が処分制限期間内に使用者から引き上げようとするときは、知事の承認が必要です（詳しくは「9-2 補助対象設備の処分」を確認してください。）。</p> <p>なお、知事の承認を得たうえで処分した場合であっても、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。</p>
書類の保管について
<p>県に提出した書類一式のコピーのほか、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければなりません。帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日に属する県の会計年度の翌年度から<u>10年間保存しなければなりません。</u></p> <p>また、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。</p>

9-2 補助対象設備の処分

財産処分制限期間（5年）内にEV普通充電設備を処分する場合は、必ず事前に次の書類を提出してください。

財産処分制限期間内に設備を処分する場合に提出が必要な書類
神奈川県EV普通充電設備整備費補助金財産処分承認申請書（別表3第12号様式）

※ 知事の承認を得たうえで処分した場合であっても、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ぜられることがあります。

10 問合せ先・書類の提出先

10-1 問合せ先

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 運輸グループ

E V 普通充電設備整備費補助担当

電話 045-210-4133 (直通)

受付期間 月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く。)

8:30～17:15 (12:00～13:00 は除く。)

10-2 書類の提出先

各種書類を提出する場合は、1部、次の宛先に郵送してください。レターパック等の追跡可能な方法での郵送に御協力ください。

(必ず提出書類一式のコピーを手元に保管してください。)

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

神奈川県 環境農政局 脱炭素戦略本部室 運輸グループ

E V 普通充電設備整備費補助担当